

③ 学費(前受金)納付期限猶予措置について

「学費納付期限猶予措置制度」は、自己資金が準備できず、さらに公的融資や民間融資が利用できない特段の理由があり、所定の期間内に学費を納入することが困難な方を対象に、奨学金が交付されるまでの間、学費納付期限を猶予する制度です。**※外国人留学生は猶予できません**

第2次手続期間内に学費の納入が難しい場合は、**入学広報課(0569-87-2212)**にご連絡(ご相談)ください。

- ・ご連絡前に以下の対象に該当するかどうかを各自でご確認のうえ、ご連絡ください。
- ・状況をお伺いしたうえで、本制度利用の対象となる方に申請書類をお送りいたします。

入学試験	入学広報課への連絡(相談)期限
2024年2月までに実施の入学試験合格者	2024年2月23日まで (早めにご連絡ください)
2024年3月実施の入学試験合格者	2024年3月19日まで (早めにご連絡ください)

<学費(前受金)納付期限猶予措置制度概要>

対 象	<p>以下の①～③いずれかに該当する方</p> <p>① 日本学生支援機構奨学金「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の交付を受けており(高校等におけるJASSO奨学金予約者)、「入学時特別増額貸与奨学金(日本政策金融公庫の「国の教育ローン」申込:不要)」と記載されている方</p> <p>② 日本学生支援機構奨学金「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の交付を受けており(高校等におけるJASSO奨学金予約者)、「入学時特別増額貸与奨学金(日本政策金融公庫の「国の教育ローン」申込:必要)」と記載されている方のうち、日本政策金融公庫「国の教育ローン」申込の結果、融資が受けられなかった方</p> <p>③ 上記以外の制度(母子父子寡婦福祉資金貸与制度 就学支度資金等)を利用予定で、所定手続期間内に納入が困難な方(納入の見通しが確認できる場合に限り)</p>
猶予金額	<p>入学金を除く学校納付金(授業料・施設維持費・委託徴収金)のうち、猶予が必要な額(奨学金等により、納入の見通しの認められる額)</p> <p>※入学金の猶予はできません</p>
猶予期限	<p>最長2024年7月末まで</p> <p>※奨学金の交付等により学費が用意でき次第、速やかに納入いただきます</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書到着後1～2週間程で、結果(猶予の可否)を書面にて通知します。 ・猶予を受けられたみなさんを対象に、入学後に面談を実施します。(生活設計、学費納付計画、奨学金申請手続等について確認) ・国の教育ローンの申請中で期限に間に合わない可能性がある場合等は、早めに電話にてご相談ください。 <p>※学生教育研究災害傷害保険料、学研災付帯賠償責任保険料、感染症抗体検査費用については、3月末日までにお振り込みをお願いします。</p>

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫P.37参照)は受験シーズン(1～3月)には、審査に数週間要することがあるため、早めに申請を行ってください。(合格発表前でも申請可能)